定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　二　五　二　四

二七四　除籍が滅失した件　二　五　二　四

二七五　除籍の一部が滅失した件　二　五　二　四

二七六　日本国に帰化を許可する件　二　五　二　四

二七七　〃　二　五　二　四

二七八　戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件　二　六　二　四

二七九　日本国に帰化を許可する件　七　一　一

二八〇　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件　七　一　一

二八一　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　八　四　二

二八二　除籍が滅失した件　一　二　二

二八三　日本国に帰化を許可する件　一　二　二　四

二八四　〃　一　三　二　四

二八五　戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件　一　四　二　四

二八六　除籍が滅失した件　一　六　二　四

二八七　日本国に帰化を許可する件　一　六　二　四

二八八　原戸籍が滅失した件　一　九　一　一

二八九　除籍が滅失した件　一　九　一　一

二九〇　日本国に帰化を許可する件　一　九　一　一

二九一　〃　一　九　一　一

二九二―二九六　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件　二〇　一　四

二九七　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　二〇　一　四

二九八　戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件　二一　一　四

二九九　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件　二二　一　四

三〇〇　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　二二　二　四

三〇一　原戸籍が滅失した件　二三　二　四

三〇二―三〇四　除籍が滅失した件　二六　一　四

三〇五　日本国に帰化を許可する件　二六　二　四

三〇六　〃　二七　二　四

三〇七　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　二七　二　四

三〇八　日本国に帰化を許可する件　二九　二　四

三〇九　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄（ニに係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件の一部を改正する件　二九　一　189

三一〇　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄（ニに係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件の一部を改正する件　二九　一　189

三一一　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　三〇　二

三一二―三一三　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める